

大分県建築基準法施行条例第2条の規定による「がけに近接する建築物」の運用基準

第1 条例第2条第3項の規定による安全上支障のない場合は、次の各号の一に該当する場合をいう。

一 がけくずれを防止するための必要な措置（擁壁、杭、グランドアンカー、のり面保護等）によって安全上支障の無い場合。

二 地質調査等に関する資格者による地質調査によりがけの崩壊のおそれがない場合

三 建築物をがけの上に建築しようとする場合にあっては、建築物の基礎（その地盤を改良した場合は、その部分を含む）の底部（基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端）が、がけの下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面（地質調査によりがけ崩れのおそれがない地層が確認できる場合には当該地層）の下方に達する場合。

四 盛土により生じたがけ面以外のがけ面で次のイ又はロのいずれかに該当する場合

イ 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度以下の場合。

ロ 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度を超え同表右欄の角度以下のもので、その下端からの垂直高さが5m以内のもの。

土質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の下限
頁岩又は凝灰岩等の軟岩 (風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩 (砂岩、石灰岩、花崗岩等)	40度	50度
砂利(礫)・真砂土・硬質粘土	35度	45度

五 建築物をがけの上に建築しようとする場合はそのがけの上端からの水平距離が、がけの下に建築しようとする場合はそのがけの下端からの水平距離がそれぞれ10メートル以上保たれる場合

六 次のいずれかによりがけの崩壊に伴う建築物の敷地への土砂の流入に対して構造計算等により当該建築物の安全性が確保されている場合。

イ 土留施設を設置すること。

ロ 建築物のがけに面する外壁（がけの下端から水平距離10mの地点を含み水平面に対し30度の角度をなす面以下の部分又は当該建築物の1階部分）を開口部のない壁とし、当該部分を鉄筋コンクリート造又は土砂の衝突により破壊される恐れがない構造とすること。

第2 附則

第1の基準については、増築の場合、建築物の既存部分については適用しない。

施行日 平成14年 4月 1日